

代償分割と贈与税

□代償分割

相続による遺産の分割方法は、大きく分けて相続財産を現物のまま各相続人に割り当てる現物分割と、特定の相続人に、他の相続人に対する債務を負担させる代償分割があります。

債務を負担した相続人は、負担した債務に応じて相続財産を他の相続人より余分に相続します。このことを代償分割といいます。遺産分割の方法は他にもいろいろあります。

□具体的事例

相続財産が土地6筆で、相続税評価額が1億6,000万円であったと仮定します。他に財産も相続人も数人ありますが、説明の都合上土地に限って述べます。この土地を長男A、次男Bの二人の兄弟で相続することは、他の相続人も予め同意しておりました。A、B間では予め、Aは4筆で相続税評価額1億2,000万円、Bは2筆で相続税評価額4,000万円と内定しておりました。

しかし、BはどうしてもAの相続する4筆の内の一部（評価額4,000万円、時価7,000万円）が欲しく、Aと話し合っってその土地の内の半分を、BがAに2,000万円を支払って、Bが相続することに遺産分割協議が確定しました。この場合の相続税はどうなるのか、譲渡所得が課税されるのかという問題があります。代償分割が当初の遺産分割協議で確定した場合と、当初の遺産分割の変更によって確定した場合とでは税金の計算がいろいろと違ってきます。

□代償分割が当初の遺産分割で確定した場合

遺産分割が未だ確定していない場合に、その協議の過程で次男Bが長男Aに現金2,000万円を交付する代わりに、長男Aが取得するはずであった宅地の一部を次男Bが取得することになったのであれば、これは、いわゆる代償分割に相当することになります。

したがって、この場合、長男Aについては、宅地3筆の8,000万円と1筆の宅地の2分の1の2,000万円及び、2分の1の代償としてBから支



○トンネルを使わなければ到達しない盆地の町。滝廉太郎が「荒城の月」のイメージとした岡城址は大分県の旧竹田市、昨年周辺町村と合併したが、城跡で知られた盆地の町です。ここだけは山越えが困難で必ずトンネルをくぐらなければ訪ねられない山に囲まれた町で、トンネルの数は、今使われていないものも含めると70を超え、レンコンの町と呼ばれる。



払われる2,000万円の債権の合計額1億2,000万円が相続財産となります。他方、次男Bは宅地2筆の価額4,000万円と他の1筆の宅地の2分の1の価額2,000万円の合計額から、2,000万円（長男Aに対して負担した金銭債務）を控除した残額4,000万円が相続税の課税価額になります。

□遺産分割協議成立後に決めた場合

一度有効に成立確定した遺産分割を、その後の事情で変更することは、再度の遺産分割ということになり、税務上認められていません。

長男Aは、その所有に帰した時価3,500万円（7,000万円の2分の1）の宅地を、次男Bに対して2,000万円で譲渡したという契約が成立したに過ぎないこととなります。したがって、相続税には何らの影響もありません。

ただ、長男Aには土地を2,000万円で譲渡したということで譲渡所得が発生します。また、時価3,500万円の土地を相続税評価額の2,000万円で譲渡したとしても何の問題は生じません。

□遺産分割に瑕疵があった場合

税務は原則遺産分割のやり直しは認めておりません。但し、当初の遺産分割に瑕疵があった場合は、その分割協議書は無効となりますので、その後に成立した新たな遺産分割が相続開始に遡って有効となります。